

# 総 会 議 事 録

令和3年5月

令和3年5月14日(金)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年5月14日(金)  
開 会 午前9時34分、閉 会 午前10時1分  
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、関野 揚司、宮崎 健治、宮崎 正之  
山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵  
細井 康、石田 弘司

12名

欠席 和久田 二三代、久保添 公哉

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第16号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第17号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について
- 日程第5 議案第18号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年5月定例総会を開会いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が延長となりました影響で、当初予定しておりました会場の使用ができなくなりまして、急遽この会議室で農業委員のみとして規模を縮小して開催することとなりました。一日も早くこのコロナ騒動が収まり平常どおりの生活が送れることを願うばかりでございます。

それではあまり長くなるのもいけませんので、早速本日の議事に入らせていただきます。本日の出席者は14名中12名です。欠席は和久田委員、久保添委員の2名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。宮崎健治委員、宮崎

正之委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第15号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。農地の所在は大字由良小字岩穴※※番、地目は畑、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、譲受人は由良にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては耕作者がいなくなり農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては農地経営を拡大するためです。

2番です。農地の所在は大字日置小字前田※※番ほか2筆、地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。譲渡人は寝屋川市にお住まいの※※様、譲受人は日置にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては遠隔地に生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては農地経営を拡大するためです。

具体的場所につきましては、4頁、5頁に地図を添付しております。4頁を御覧ください。1番の由良の農地となっております。位置的には奈具海岸を過ぎて由良集落のかかりで、ペンションわすれなぐさの山側になります。

次の5頁をお願いします。2番の日置の案件になります。位置的には世屋川に面した場所で国道178号線の世屋川橋の山側になります。

次の6頁をお願いします。現地の写真を添付しております。上が1番の由良の案件になります。自治会が所有している農地ですが耕作者がいらないためほぼ保全管理のみをされている状態となっております。取得後は梅の栽培を計画しております。次に下の2枚ですが2番の日置の案件となります。3年前から譲受人が利用権を設定し耕作しております。中段の写真の※※番と下の※※番で水稻栽培、中ほどの※※番の農地でトウモロコシを栽培されております。なお譲受人はこの周辺に全体で※※ha余りの農地を借受けて営農されておりますが、今回の申請で農地を取得されますと初めての本人所有の農地となります。

7頁、8頁に許可申請に係る調査書を添付しております。7頁をお願いします。調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理しているか、という点につきましては、譲受人は経営農地をほぼ効率的に管理されておりますが、一部※※㎡ですが自分名義の土地である認識がなく、知らないうちに近所の駐車場として利用されている土地が発覚しましたので、この土地につきましてはこの後の議案第16で提案いたします非農地証明交付申請で非農地の承認を求め

ることとしております。また第2項第5号の下限面積 30aにつきましても確認しております。その下ですが去る4月26日、地区担当の山田委員、平野推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましても、特段農業上の利用に影響を及ぼすような隣接農地はないものと考えられました。

次の8頁をお願いします。調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理しているかという点や、第2項第5号の下限面積 30aにつきましても、譲受人は※※haの農地を適正に経営していることを確認しております。

その下ですが去る4月27日、地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましても、譲受人は以前からこの農地を借受け、耕作を続けていることから取得後も農業上の利用に特段影響はないものと考えられました。議案第15号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番は山田委員、2番は吉田進委員からお願いします。

〔山田委員〕 戻りますが6頁の写真を見ていただいたとおりです。状況としましては、以前自治会の総会の方で※※さんにお世話になりたいと議決がありまして、それに基づいての移転ということで、以前※※さんがこの下の土地の、昔コンビニニストップのあった土地がありますが、同地区の自治会の土地として以前駐車場として利用していたコンビニの跡地に自治会が梅林を植えていた、その世話をこの方がされておりました、その関係上、引き続きこの上の所6頁の所の段に梅林を植えることになったということで特段問題はないと思います。以上です。

〔吉田進委員〕 4月27日に4名で現地を確認しております。日置の中核担い手でもある※※さんですので何も問題はないです。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第15号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔小山委員〕 自治会でも農地を持てるのでしょうか

〔小西事務局長〕 自治会の中でも任意団体ではなく権利を持たれている、要は法人格を持っておられる団体になっておられまして、市の総務課の方で認可地縁団体の手続をとれば法人格を持てると、由良の方は海水浴場とか諸事業をされておら

れまして、税法上からも法人でないといけないということであり、法人格を持たれている自治会であると、この自治会が取得した財産、土地を譲り渡すということで登記上も由良脇自治会ということとなっております。任意団体ですと個人でしか登記ができないので代表者の方が個人で登記をされたりということになっていると思います。

[小山委員] 自治会で法人格を持っていれば農業法人とか関係なく農地を持てるのでしょうか、普通の会社であれば農業法人でなければ農地を持たないと思うのですが。

[小西事務局長] そちらにつきましては、過去の経緯がよく分からないのですが、今は農地を持つと思えば農地所有適格法人である必要があります。その取得された後に地目変更されたとか何か経過があったのではないかとと思われるのですが、登記の方が既に由良脇自治会となっております、それ以上の追跡はできません。結論として今は農地所有適格法人でなければ農地を持たないということになっております。

[関野会長] その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第 15 号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 16 号については、許可します。次に、日程第 3、議案第 16 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] お手元の資料の 9 頁を御覧ください。議案第 16 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字江尻小字深田※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は難波野にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成 5 年 5 月から耕作していないということです。

2 番です。土地の所在につきましては大字由良小字濱頭※※番、登記地目は畑、

面積は※※㎡です。所有者は由良にお住まいの※※様で、先程議案第 15 号で 3 条申請のありました譲受人となっております。非農地の事由につきましては平成 16 年以前から耕作していないということです。

3 番です。土地の所在につきましては大字外垣小字下ナ垣※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は舞鶴市にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 54 年 10 月 1 日から耕作していないということです。

具体の場所につきましては、10 頁から 12 頁に地図を添付しております。10 頁をお願いします。1 番の江尻の案件についての場所を示しております。位置的には府中の江尻地区ですが、国道 178 号線沿いのオザキ電機様の裏手になります。

次の 11 頁をお願いします。2 番の案件となっております。こちらは由良脇地区ですが、国道 178 号線沿い、旅館松風の手前になります。次の 12 頁をお願いします。3 番の外垣の案件となっております。せんごく営農組合様から府道岩ヶ鼻須川線を外垣の集落に向かって進んだ所になります。次に 13 頁に現地写真を添付しております。上段の写真が 1 番の案件となります。周囲一帯が永年耕作放棄されており、今の時期は枯れておりますがススキ、ガマが群生する土地となっております。次に中ほどの写真ですが 2 番の案件になります。この土地につきましては、所有者が自分名義の土地である認識が無かったため永年放棄され、近所から駐車場として利用されており、現在に至っております。次に下の写真です 3 番の案件となります。写真には建物が写っておりますが、40 年ほど前に建てられた織物工場でこの底地が申請の土地となっております。現況は宅地となっております。今回この建物を取壊すにあたり登記が田であることが発覚したことから非農地証明を申請することとなりました。議案第 16 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1 番は吉田雅典委員、2 番は山田委員、3 番は細井委員からお願いします。

[吉田雅典委員] 事務局より説明のありました江尻の場所ですけども、4 月 26 日に和田推進委員、事務局の 4 名で現地の確認を行いました。13 頁の①の写真にありますとおり周囲が荒地というふうになっておりましてこの※※番も荒地ということで今回の非農地の申請につきましては承認して良いものと判断しました。

[山田委員] この土地についてですが 11 頁のところを見ていただきたいのですが非農地ということですが道路の一部となっております、申請人の※※さんはこの 13 頁の写真のネットの張ってある手前の畑を自分の土地であると認識してお

らたところが地積調査の結果、実はこちらの方が自分の土地であると判明しましたが、既に駐車場になっていたというのが現状であります。以上です。

〔細井委員〕 議案第16号3番の外垣ですが、4月27日垣根推進委員、事務局、私の4名で現地を確認しております。先程事務局より説明のありましたとおり13頁の3番の写真のとおりでございます。申請に間違いがないことを確認しております。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第16号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔小山委員〕 参考までに聞いてみるのですが、吉田雅典委員が御存知でしたら教えていただきたいのですが、江尻のこの辺は、今回申請のありました周辺も駐車場となっておりこの写真の背景にもソーラーパネルが写っておりますが、この農地帯は駐車場やソーラーパネルの開発で農地としての利用は見込めないのでしょうか。

〔吉田雅典委員〕 詳しいことは分からないのですが、以前担当しておられた宮崎委員にも聞いていたのですが、耕作がなかなか難しい所であるとお聞きしております。本来なら農地にしていくことを希望するところですが、なかなか状況的に難しく現在は少しずつ国道の近くから先程言われたとおりどんどんと非農地化されて様々な施設が造られているということです。

〔関野会長〕 よろしいでしょうか。その他、御見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第16号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第16号については承認とします。次に、日程第4、議案第17号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第 17 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」につきまして、14 頁から 18 頁に一覧を掲載しております。最初の 14 頁から 17 頁にかけては、土地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する農地の一覧となっております。8 件の申請を受けております。次の 18 頁は中間管理機構を介した利用権設定の一覧となっております。貸手及び借手である耕作者が既に決定していることから一括方式での提案となっております。1 件の申請でございます。府中の中野地区で※※様がオリーブを栽培するために畑を借受けるものでございます。資料により御確認ください。公告日は全て 5 月 18 日となっております。議案第 17 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 17 号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

（意見なし）

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第 17 号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

（委員の賛成）

〔関野会長〕 それでは議案第 17 号については決定とします。次に、日程第 5、議案第 18 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第 18 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」につきまして 19 頁に内容を掲載しております。中間管理機構を介した所有権移転ということで、1 番、2 番とありますが同じ農地につきましての移転を 2 段階に分けて行っているためこの様な表記となっております。実質は 1 件分でございます。所在は大字国分小字ヒガン田※※番ほか 2 筆、地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。1 番では所有者※※様から京都府農業会議への所有権移転、ただし、既に亡くなられているため相続人※※様からの申請でございます。次に 2 番で京都府農業会議から※※様へ所有権を移転することとなっております。移転時期は 5 月 31 日、ワイン用のぶどうを栽培される予定です。売買価格は※※円となっております。

次の 20 頁に地図を添付しております。府中の国分地区ですが、国道 178 号線

沿いの※※様の海側となっております。資料により御確認ください。議案第 18 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 18 号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第 18 号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 18 号については決定とします。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後のページに先の役員会で行われました先決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 宮 崎 健 治

委 員 宮 崎 正 之

記 録 者 小 西 正 樹